~公益法人だより~

第8号 平成29年3月2日 滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

3月が決算月の法人におかれては、4月から始まる新年度に向けて、事業計画および 収支予算を作成される時期となりました。そこで、今回は、<u>事業計画および収支予算の</u> 作成にあたっての留意点をお知らせします。

また、多様な主体による協働を推進するための情報発信・情報交換のシステムとして本年の2月よりリニューアルオープンした「<u>滋賀県協働ポータルサイト(協働ネットしが</u>)」について、<u>その概要と利用方法</u>をお知らせします。このシステムは、各法人で実施されている事業活動に関する情報発信のツールとして活用できるほか、他の団体の活動情報等も検索が可能となっていますので、システム活用を検討される際に、参考にしてください。

事業計画および収支予算の作成にあたっての留意点

【事業計画の作成にあたっての留意点】

新たに実施する事業や廃止する事業はありませんか?

・ 次年度において、新たに実施する事業や廃止する事業が無いかをご確認ください。新 たに事業を実施する場合や事業を廃止する場合には、その内容によって、事前の変更認 定申請または事後の変更届の提出が必要となります。

特に、変更認定申請が必要な公益目的事業の追加の場合に、変更認定を受けずに当該事業を実施された場合、その事業は公益目的事業とみなされませんので、事業の実施に伴って発生した収入および費用は、公益目的事業会計以外の会計区分に計上していただくこととなります。また、必要な変更手続きを怠っていたことについて、その理由や今後の方策について報告要求を実施することもあります。

このようなことから、<u>事業の詳細な内容が決まっていない段階でも結構ですので、変</u> 更手続きの要否について、できるだけ早めに当課までご相談ください。

事業内容を変更する場合に、どのような場合に変更認定申請が必要であり、どのような場合に変更届出が必要となるのかについては、これまでも公益法人だより(第1号:平成27年6月8日発行)でもお知らせしましたが、平成29年1月に内閣府から「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」が公表されましたので、併せてご参照ください。

【収支予算の作成にあたっての留意点】

公益目的事業会計において剰余金は発生しませんか?

・ 収支相償の判定は毎年度の事業報告の際に行いますが、収支予算の段階から、公益目 的事業会計で剰余金が発生することが見込まれており、その通り予算を執行したことで、 決算時に剰余金が発生するといったケースも見受けられます。

特に、<u>予算の対象年度以前に剰余金が発生している場合や剰余金の発生が見込まれる場合</u>(既に特定費用準備資金や資産取得資金として積み立てる計画となっている場合を除く)には、<u>その剰余金の解消計画を盛り込んだ予算としていただく必要があります</u>ので、ご注意ください。

剰余金の発生した翌年度においてその剰余金を解消することが難しく、そのことについて合理的な理由があることを説明した場合、剰余金の解消を翌々年度まで延長することが認められますが、その場合には、翌々年度の事業計画書等の提出時に、剰余金の解消計画(剰余金の具体的な使途がわかる書類)を提出する必要があります。

(参考資料: FAQ問 - 2 -)

収入や費用の配賦は適正ですか?

・ 予算作成時において、収入や費用の配賦が誤っていたために、決算時においても同様 に配賦の誤りが発生し、評議員会や社員総会における決算承認後に決算書類の修正を余 儀なくされるケースが見受けられます。

特に、公益目的保有財産の運用益、使途の定めのない寄附金(賛助会費を含む)公益 社団法人における会費等については、配賦する際のルールが認定法で定まっていますの で、予算作成時より配賦する会計区分にご注意ください。

(参考)

公益目的保有財産の運用益

対象となる財産の共用割合に応じて対応する会計区分に運用益を配賦 使途の定めのない寄附金(替助会費を含む)

その全額を公益目的事業会計に配賦

使途の定めがある場合には、その使途の定めに応じて対応する会計区分に配賦 公益社団法人における会費

使途の定めが無い場合は、その 50%を公益目的事業会計に配賦 使途の定めがある場合には、その使途の定めに応じて対応する会計区分に配賦

滋賀県協働ポータルサイト(協働ネットしが)について

多様な主体による協働を推進するための情報発信・情報交換のシステムとして、本県の県民活動生活課県民活動・協働推進室が運営する「<u>滋賀県協働ポータルサイト(協働ネッ</u>トしが)」が本年の2月よりリニューアルオープンしました。

このサイトは、これまでは NPO 法に係る基礎情報や設立認証等の手続に係る情報提供のためのサイトとして運営されてきましたが、新たにオープンしたサイトでは、NPO 法人や公益法人、企業、大学等の団体が直接情報を掲載することが可能となり、様々な情報発信・情報交換の場としてご活用いただけます(情報を掲載するには、ID・パスワードが必要です)。

(情報掲載画面の一例を おわりにの後に掲載していますのでご参照ください。)

【協働ネットしがの利用方法】

協働ネットしがを閲覧するには

- ・ 下記のアドレスから協働ネットしがのホームページにアクセスできます。 協働ネットしが(https://www.kyodoshiga.jp/)
- ・ 一例として、県内の公益法人を検索する場合、トップページから下記の順序で進み ます。

公益法人のタブをクリック 公益法人一覧・検索をクリック

県内の公益法人等が一覧で表示されます



NPO法人についても同様に検索が可能です。

法人ごとのページには、基礎情報として、法人名や代表者名等が掲載されています。 その他の各種情報を発信するためには、下記のマイページ利用申請が必要です。

協働ネットしがに情報を掲載するには

・ トップページからマイページ利用申請のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続きを行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログイン ID がメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログインすることにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。



マイページの利用は無料です。

マイページでは、団体の基本情報や活動情報のほか、イベント・行事の案内、参加募集、助成金募集などの情報が掲載できます。

協働ネットしがに関するお問い合わせ先等

・ トップページの上部にある Q&A・お問い合わせをクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、下記担当課までお願いします。

(システム担当課)滋賀県県民生活部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL: 077-528-3419 FAX: 077-528-4840

おわりに

「協働ネットしが」は、本年の2月にリニューアルオープンしたところですので、マイページ利用申請をいただいた法人数はまだ少ない状況です。マイページからは、写真の掲載や各法人で作成されているホームページへのリンクの掲載も可能ですので、まずはマイ

ページ利用申請をいただき、事業のPRや参加者募集のツールとしてぜひご活用ください。 今後、本県においても、より見やすく、わかりやすいシステムとなるよう掲載情報を充 実させるとともに、周知広報を図っていきたいと思います。

「公益法人だより」において掲載を希望される事項などがありましたら、メール等で ご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いい たします。

(情報掲載画面の一例)



モーションビデオの制作、イベント有理解制



活動内容	を、インターネット生放送を通して、市民四線で振り起こして発信しています。インターネット四線があれば、どこからでも生中総可能&PCまたはスマホがあれば、どこでも登録不要でカンタンに視聴可能。メンバーは20代~60代の会社員・学生・大学職員・主婦・白宮園・フリーアナなどさまざま。番組作りに興味ある人の参加も大歓迎! 1)インターネットTV「STUDIOごほく」生配信(母水曜21:00) 2)イベントや馬湾会などのインターネット生中総、記録動画の撮影、プロモーションビデオの制作、イベント音響補助
事物所の所在地	主たる事務所: 長済市山畑町455番地13
紧動地域	長浜市 米原市 その他
会員数	20 2
入会费	ж.
会務	個人会員3,000円/年 団体協賛10,000円/年、ほか無料サポーター制度もあります
電話番号	09049083123
FAX番号	0749628215
*ローマーシ	http://www.atudiokohoku.net
Facebook	https://www.facebook.com/studiokohoku
Twitter	https://twitter.com/STUDIOKOHOKU

≥ 開建密地

an an

・「特定身営利法務法人 STUDIOごほく」の無信信報一覧へ

「おおに入りに直放」「メッセーシを達る」機能はマイルーシ利用機構管理に機能です。 マイルーシ利用機能はひがイン第4次のた。ご利用くだから。



以 上